

2. 建築施工管理に関する実務経験と対応する受検種別について

(1) 実務経験とは

受検資格を満たす実務経験とは、[表 I] にあがる建築工事(建築基準法に基づく建築物等)の現場において、[表 II] の立場で従事した施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験です。実務経験により受検できる受検種別(建築・躯体・仕上げ)が異なりますので、[表 I] をご確認のうえ受検種別を正しく選択してください。

[表 I] 建築施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容と対応する受検種別

① 建築一式工事(ゼネコン等)の実務経験

工事種別	主な工事内容
■ 建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務所ビル建築工事 ■ 共同住宅建築工事 ■ 一般住宅建築工事 ■ 建築物解体工事^注 等

受検種別
建築

^注 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事

② 建築工事のうち主要構造部分(躯体系サブコン等)に関する工事の実務経験

工事種別	主な工事内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 大工事(躯体) ■ 型枠工事 ■ とび・土工・コンクリート工事 ■ 鋼構造物工事 ■ 鉄筋工事 ■ ブロック工事 ■ 解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大工事(躯体) ■ 型枠工事 ■ 足場仮設工事 ■ 囲障工事 ■ コンクリート工事 ■ 鉄骨工事 ■ 鉄筋加工組立工事 ■ ガス圧接工事 ■ コンクリートブロック積み工事 等 ■ とび工事 ■ 建築物解体工事 ■ (PC,RC,鋼)杭工事 ■ 地盤改良工事 ■ 屋外広告工事

受検種別
躯体

③ 建築工事のうち内外装(仕上げ系サブコン等)に関する工事の実務経験

工事種別	主な工事内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 造作工事 ■ 左官工事 ■ 石工事 ■ 屋根工事 ■ タイル・レンガ工事 ■ 板金工事 ■ ガラス工事 ■ 塗装工事 ■ 防水工事 ■ 内装仕上工事 ■ 建具工事 ■ 熱絶縁工事 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 造作工事 ■ レンガ積み工事 ■ ALCパネル工事 ■ サイディング工事 ■ 左官工事 ■ モルタル工事 ■ 吹き付け工事 ■ とぎ出し工事 ■ 洗い出し工事 ■ 石積み(張り)工事 ■ エクステリア工事 ■ 屋根葺き工事 ■ 建築板金工事 ■ ガラス加工取り付け工事 ■ 塗装工事 ■ アスファルト防水工事 ■ モルタル防水工事 ■ シーリング工事 ■ 塗膜防水工事 ■ シート防水工事 ■ 注入防水工事 ■ インテリア工事 ■ 天井仕上工事 ■ 壁張り工事 ■ 内部間仕切り壁工事 ■ 床仕上工事 ■ 畳工事 ■ ふすま工事 ■ 家具工事 ■ 防音工事 ■ 金属製建具取付工事 ■ サッシ取付工事 ■ 金属製カーテンウォール取付工事 ■ シャッター取付工事 ■ 木製建具取付工事 ■ 建築断熱工事 等

受検種別
仕上げ

※工事種別・工事内容と受検種別が一致しない場合は受検できません!

※受検申込後、受検種別の変更はできません。よくご確認ください。

[表 II] 実務経験として認められる[表 I] の工事現場において『従事した立場』

従事した立場	説明
施工管理	受注者(請負人)の立場で施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験(現場施工を含む)
設計監理	設計者の立場での工事監理業務の経験
施工監督	発注者側の立場で現場監督技術者等としての工事監理業務の経験

※職業能力開発促進法に規定される職業訓練のうち国土交通省の認定を受けた訓練を修了した者は、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入できます。認定されている職業訓練等の詳細は本財団ホームページをご確認ください。

注意事項

- [表 I]の工事種別による増改築等の工事は、実務経験として認められます。
- 実務経験期間は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

(2) 建築施工管理に関する実務経験として認められない工事・業務等

B 票実務経験証明書に次の①の工事や②の業務等が記載されている場合は、受検資格を満たす実務経験とは認められません。

また、実務経験(工事種別・工事内容)と受検種別が正しく対応していない場合も受検資格を満たす実務経験とは認められません(P6参照)。

受検資格を満たす実務経験として認定できない部分は、実務経験年数より差し引かれます。その結果、必要年数に達しない場合には、受検資格なしの判定となり受検できません(実務経験証明書の書換・再提出は一切できません)。

① 認められない工事等

<p>建築工事(建築基準法に基づく建築物等)以外は、実務経験として認められません。 認められない工事の代表例は以下のとおりです。</p>	
<p>受検資格を満たす実務経験として認められない工事等</p>	<p>土木一式工事 トンネル、橋梁、歩道橋、地下道、鉄道、線路、プラットホーム、ダム、河川、護岸、港湾土木、閘門、水門等門扉設置、道路、舗装、下水道、下水道管理設、農業用道路、農業用水路、しゅんせつ、造園、さく井 等の工事</p>
	<p>電気工事 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備、引込線、電車線、信号設備、ネオン装置 等の工事</p>
	<p>電気通信工事 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル工事、コンピューター機器設置工事 等の工事</p>
	<p>機械器具設置工事(基礎工事を含む) プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 等の工事</p>
	<p>管工事 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事 等の工事</p>
	<p>消防施設工事 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事 等の工事</p>
	<p>熱絶縁工事 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事</p>
	<p>建築工事として実施されなかった次の工事 とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事(築炉等)、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事(橋梁塗装、鉄塔塗装等)、防水工事、(建築物以外の)解体工事</p>

② 認められない業務等

<p>建築工事の施工に直接的に関与しない以下の業務等は受検資格を満たす実務経験とは認められません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ・設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務 ・測量地盤調査業務、工事現場の事務、積算、営業等の業務 ・工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ・研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ・入社後の研修期間 ・人材派遣による建設業務(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし建築工事の施工管理業務は除く)

～その他、建築工事とは認められない工事・業務はすべて受検できません～

(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について

- ① 実務経験年数は、令和5年7月31日現在で計算してください。
- ② 7月31日現在の実務経験年数では受検資格を満たすことができない場合に限り、8月以降、試験日の前日(11月11日)までに予定されている実務経験を記入してください。
- ③ 予定されている実務経験を算入するときの注意
 - ・ 8月1日以降の実務経験は、受検申込の時点で契約または特定できる工事に限ります。
 - ・ 受検申請後、予定されている実務経験が変更となり受検資格を満たせなくなった場合には、電話等で試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。
 - ・ **受検資格を満たせなかったにもかかわらず自己申告を行わずに受検した場合、法令の定めにより合格取り消しや受検禁止措置がとられることがあります。**
 - ・ 試験日前までに修正の自己申告を行った場合には、手数料を差し引きのうえ受検手数料を返還いたします。

(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項

複数の種目の技術検定を受検する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受検申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受検の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

【特に注意が必要なケース】

①-1 同じ検定種目(種別)にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇ビル新築工事(建築一式)											
					▲▲▲マンション新築工事(建築一式)						

重複

上に挙げる例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

①-2 異なる種別にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

2級建築施工管理の場合、建築物に関する工事であっても担当した工事によっては、受検資格を認定できる種別(建築・躯体・仕上げ)が異なってくるケースがあります。次に挙げる例のように、異なる種別に関する工事を担当している場合、実務経験年数は単純に通算できません。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
[A]〇〇賃貸アパート新築工事(建築一式)											
				[B]〇〇ビル改修工事(内装仕上)							
								[C]〇〇小学校建具改修工事(建具)			

重複

(注) [A]は元請の技術者として、[B]と[C]は下請けの技術者として施工管理業務に従事したことを想定しています。

[A]は建築一式工事(種別：建築)、[B]は内装仕上工事(種別：仕上げ)であり、それぞれ受検資格を認定できる種別が異なります。この場合、担当期間が重複している5～6月は、従事割合(例えば日数など)によって「種別：建築」と「種別：仕上げ」に按分してください。

なお、受検資格を満たすためには、申し込む種別に該当する工事だけで実務経験年数を満たす必要があります。例えば、「種別：建築」に受検申込する場合には、該当する工事だけで実務経験年数を計算し、躯体や仕上げに該当する工事は実務経験年数から除外しなければなりません。

一方で、[B]と[C](建具工事、種別：仕上げ)は、工事内容は異なりますが受検資格を認定できる種別が同一であることから、二つの工事を通算して実務経験年数を計算することができます。(ただし、この場合も担当期間が重複している部分を二重に計上することはできません)。

(例)上の例で[A]と[B]の重複部分の従事割合を1：1と算定できるときは、
 <種別：建築の実務経験：5ヶ月 / 種別：仕上げの実務経験：7ヶ月> となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				

上に挙げる例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、
 <建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月> となります。

注：建築施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

建築工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

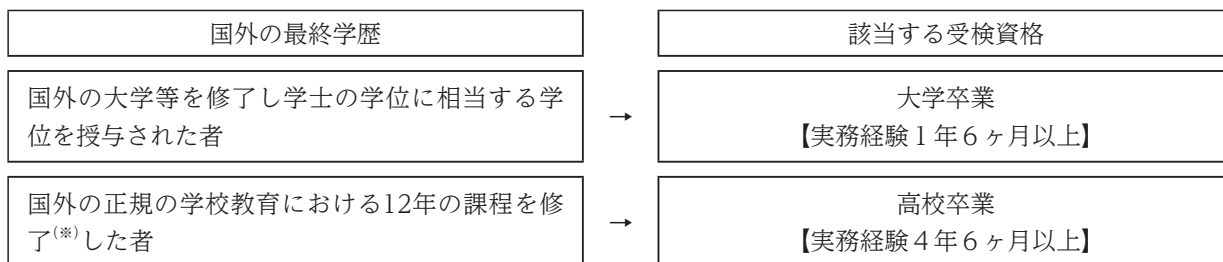
③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 日本国外の学歴・実務経験について

(1)「国外における学歴を有する者」の受検申請



※ご自分の学歴がこれに該当するか不明な場合は、事前に大使館に確認したうえで受検申請を行ってください。